

新型コロナウイルス感染症に関する対応の一部変更について

令和4年3月16日

市川市教育委員会

3月21日が期限の新型コロナウイルスのまん延防止等重点措置について、昨日千葉県は県内の新規感染者が減少傾向にあることなどを踏まえ、国に解除を求める要望書を提出しました。国においても期限通りに解除する方向で最終調整に入っており、対策本部で正式決定される見通しです。

本市における児童生徒の新規感染者も県と同様の傾向を示していることから、新型コロナウイルス感染症の対応について運用を一部変更します。

なお、教育活動等に関する市川市版ガイドラインの変更は新年度に予定しています。

■学級閉鎖等の判断

○ 感染者が判明したら、状況確認のため閉鎖①を検討する

- ・学校が校内における濃厚接触者の候補者を特定し、体調不良者等状況確認をする。
- ・校内(学級内)に濃厚接触者の候補者、体調不良者がいない場合は閉鎖①をしない。
- ・濃厚接触者の候補者、体調不良者がいた場合、上限3日間の閉鎖①を検討する。

○ 同一学級で複数の感染者が判明したら、閉鎖②を検討する

- ・感染者の状況に応じ、閉鎖①と合わせて上限5日間の閉鎖②を実施する。
- ・感染経路が家庭内であり、感染が広がる恐れがないと判断される場合は閉鎖②をしないこともある。
- ・具体的な閉鎖期間は、学校医の意見を聞くなどして校長が判断する。

【参考】〈文部科学省通知(令和4年2月2日付)〉

閉鎖① 濃厚接触者等の特定など全体像が把握できるまでの期間。(数日～5日間程度)

閉鎖② 感染が拡大していると判断した場合。(閉鎖①と合わせて5日間程度)

■ 学年閉鎖・学校閉鎖の判断

学年閉鎖：原則、同一学年内で複数の学級が学級閉鎖をする状況にある場合

学校閉鎖：原則、同一学校内で複数の学年が学年閉鎖をする状況にある場合

■ 登校を控える場合

○児童生徒が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合

○児童生徒が、感染者の濃厚接触者に特定された場合

○児童生徒に、発熱等の風邪症状がある場合

※ 花粉症等との区別が困難であることから、軽微な症状の場合は個別に判断する。

※ 上記のいずれの場合も「出席停止扱い(欠席とはしない)」とする。

これまで、同居家族がPCR検査等を受検した場合は、児童生徒の登校を控えるようお願いしてきましたが、その必要はありません。

なお、引き続き同居家族が発熱等有症状の場合は、PCR検査等の実施の有無にかかわらず、児童生徒の登校を控えていただきますようお願いいたします。ただし、体調不良の同居家族が医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染の疑いがないと判明した場合は、児童生徒の登校を控える必要はありません。

【参考】〈文部科学省通知(令和4年3月4日付)〉

「新型コロナウイルスの感染者の濃厚接触者と同居している場合や行政検査の対象者と同居している場合等については特段登校を控えることを求める必要はなく、児童生徒等の健やかな学びを保障する観点等からは慎重に検討する必要があります。特に新型コロナウイルス感染症の対策や治療に当たる医療従事者その他の特定の職業である家族を持つ者について医学的な根拠なく登校を控えることを求めることは偏見や差別につながる行為であり、不適切であることに注意してください。」(一部抜粋)